

# ふようデイサービスセンター運営規程

## 【介護予防通所介護相当】

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人芙蓉会が開設するふようデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う介護予防通所介護相当（以下「介護サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、利用者が可能な限りご自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助や機能訓練を行い、利用者の社会的孤独感の解消、心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため適正な事業を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所において提供する介護サービスは、介護保険法並びに諸関係法令、告示の内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズに沿った個別に通所介護計画を作成することにより、必要とする適切な介護サービスを提供する。
3. 利用者及びその家族に対し、介護サービスの内容についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術をもって介護サービスを提供する。
5. 常に、提供した介護サービスの質の管理、評価を行う。
6. 居宅支援計画がある場合は、当該計画に沿った介護サービスを提供する。

### （事業所の名称）

第3条 本事業所の名称は次のとおりとする。

ふようデイサービスセンター

### （事業所の所在地）

第4条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県富士市今泉2196番地の2

### （従たる事業所の職員の職種、職員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切な介護サービスが提供されるよう、事務所内での調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利用者が各種サービスを利用するために必要な全般的処置を行う。

(4) 介護職員 6名以上

介護職員は、介護サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時05分までとする。

(利用定員)

第6条 1日の介護サービスを提供する定員は50名とする。

(介護予防通所介護相当計画の作成)

第7条 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、該当目標を達成するための具体的な介護サービスの内容等を記載した個別介護予防サービス計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の介護予防サービス計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 介護予防サービス計画の作成にあたっては、既に居宅支援計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

4 職員は、それぞれの利用者について、介護予防サービス計画に従った介護サービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

(介護予防通所介護相当の内容)

第8条 指定介護予防介護予防通所介護相当の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の支援

日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

ア、排泄の介助

イ、移動の介助

- ウ、養護（休養）
- エ、送迎の支援
- オ、その他必要な身体の介助
- (2) 健康状態の確認
- (3) 入浴サービス  
居宅における入浴が困難な利用者への入浴サービスを行う。
- (4) 機能訓練サービス  
利用者が日常生活を営む上で必要な機能維持のため、訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種を提供する。
  - ア、日常生活動作に関する訓練
  - イ、レクリエーション
  - ウ、グループワーク
  - エ、行事的活動
  - オ、体操
  - カ、趣味活動

（通常の事業の実施区域）

第9条 通常の事業の実施区域は、富士市内とする。

（介護予防通所介護相当の利用料及びその他の費用の額）

第10条 介護予防通所介護相当の利用料は、介護保険法で定める基準によるものとし、当該利用料が法定代理受領サービスである時は、利用者負担割合に応じた額とする。

利用料は介護保険法の改正等が生じた場合、法に準じ随時変更となる。

2. 次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食費（実費徴収）

＊上記費用は重要事項説明書に記載された額とする。

(2) おむつ代 実費

(3) その他日常生活上の便宜にかかる費用 実費

(4) 延長料金 30分毎 500円（18：00まで延長可）

その他、支払を受ける利用料の明細は、重要事項説明書に記載する。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名）を受けることとする。

（虐待防止）

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修、及び訓練の実施、担当者等の設置等必要な措置を講じます。

(身体拘束)

第12条 介護サービスの提供に当たり、利用者または他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束に当たる行為を行わない。

2. 身体拘束の適正化を図るため指針を整備し、適正化対策を検討する委員会を3ヶ月に一回以上開催すると共に、結果について担当職員に周知を図る。又適正化を図るために介護職員とへの研修を定期的実施する。

(苦情処理)

第13条 提供した介護サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理及び感染症予防)

第15条 介護サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 事業者は施設において感染症、食中毒予防およびまん延防止のため委員会を設置し、おおむね3ヶ月に一回以上開催する。

結果については職員及び家族等に周知徹底する。

3. 介護サービスが継続的に提供できる体制作りのため指針を整備し、業務継続に向けた計画策定の下、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(介護サービスの提供にあたっての留意事項)

第16条 介護サービスの利用にあたって、主治医からの指示事項等がある場合には、申し出ること。

2. 利用にあたって、体調不良等によって介護サービスに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第17条 介護サービスの提供にあたる者は、提供時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し必要な処置を行い、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により軽度な事故、また通院等医

療機関の受診が必要な事故が発生した場合は、利用者の家族等に報告を行うと共に、必要に応じて市町の報告する措置を講じる。

2. 事故発生防止のため、施設内に事故防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事も出来る）を設置し、事故防止の検証を行い、職員に対する定期的研修を行う。
3. 事故防止委員会を適正に行うために、担当責任者（外部研修を受講者）を置く。

（非常災害対策）

第 19 条 事業所は、災害発生時利用者に対し通所介護サービスの提供を継続的に実施するため、具体的かつ早急に業務再開を図る計画（業務継続計画：BCP）を立て、必要な措置を講じる。また定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

2. 計画に沿った定期的な避難訓練、救出その他必要な訓練を行うものと共に、地域住民及びボランティアの参加が得られるように地域連携に努める。なお詳細については、「みぎわ園防災対策規程」「みぎわ園業務継続計画書」による。

（その他運営に関する重要事項）

第 19 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人芙蓉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日に施行する。

この規定は、平成 20 年 2 月 1 日に施行する。

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から改正、施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

